別添５

男鹿地区統合校（仮称）整備事業
モニタリング措置要領

秋田県

令和８年１１月２５日

１．モニタリングの実施

県は、選定事業者が実施する男鹿地区統合校（仮称）整備事業（以下、「本事業」という。）の設計業務及び建設業務について、本事業の募集要項等、本事業の選定過程で提出された提案書に定められた基準、水準等（以下、総称して「要求水準」という。）を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

２．設計業務におけるモニタリング

（1）設計モニタリング

県は、選定事業者によって行われた設計が、県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

事業者は、設計業務の開始の 30 日前までに作成する「業務計画書」において、設計業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めること。

県は、マスター工程表に基づくすべての工事個所について、事業者から設計図書、その他資料及び業務完了通知書を受領した後、通知を受けた日から 10 日以内に事業者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、検査結果を事業者に通知する。

① 基本設計

事業者は基本設計完了後に作成する「マスター工程表」において、改修工事個所ごとの実施設計完了時期、工事着手時期、引渡し時期、及び実施設計図書の県によるモニタリング期間（約１か月）を明示すること。

基本設計業務が完了したときに、モニタリング（県の設計図書のチェック及び必要な協議等）を行うため、事業者は基本設計に係る図書は基本設計完了の１か月前までに【添付資料 11 設計業務提出図書一覧】より該当する図書を提出すること。県は、要求水準確認表を基に、基本設計の内容が要求水準等に示す内容となっていることを確認する。

② 実施設計

実施設計は、マスター工程表に基づきモニタリングを行う。

マスター工程表に示す工事個所ごとの実施設計業務が完了したときに、モニタリング（県の設計図書のチェック及び必要な協議等）を行うため、事業者は該当する実施設計完了の１か月前までに【添付資料 11　設計業務提出図書一覧】より該当する図書を提出すること。県は、要求水準確認表を基に、実施設計の内容が要求水準等に示す内容となっていることを確認する。

（2）建設工事モニタリング

① 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の確認を受ける。

なお、県は秋田県財務規則第 180 条の２の規定に基づく中間検査を実施する。

② 工事施工完了時

事業者による竣工検査及び県による完成確認は、本施設を県へ引渡しを行う前において完了させるものとし、マスター工程表に基づく工事個所ごとに、引渡しを行う前に、都度、竣工検査及び完成検査を実施する。なお、県による完成検査は秋田県財務規則第 180 条の２の規程に基づく検査とし、併せて、県による要求水準との整合確認を実施する。

事業者は、本施設の建設工事完成後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、本施設の竣工検査、附属設備の試運転・調整、検査等を実施すること。竣工検査はマスター工程表に基づく工事個所ごとに随時実施する。

竣工検査及び附属設備の試運転・調整、検査等の実施は、それぞれの検査実施日の７日前まで（工業系実習棟及びＥＶ棟については 14 日前まで）に、県に「実施計画書」を提出する。

マスター工程表に基づく工事個所ごとの竣工検査後、速やかに検査済証等その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、【添付資料 12　建設業務提出図書一覧】により、該当する図書を県へ提出すること。

事業者は、竣工検査の実施及び県への報告後、本施設について、次の方法により県による完成検査を受けること。

・県は、事業者の立会いの下で、完成検査を実施する。事業者は、施工記録を用意して現場で県の確認を受ける。
・附属設備の取扱いに関する県への説明を、試運転・調整とは別の機会に実施すること。
・県は、要求水準確認表を基に、竣工図書の内容が要求水準等に示す内容となっていることを確認する。

県による完成検査後に必要な是正等について、以下の通り行う。

・県が完成検査等を行った結果、是正、補修等が必要な場合は、期限を定めた上で事業者へ書面により指示する。
・書面により指示を受けた場合、期日までに是正等を完了させること。
・本施設の完成検査において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を竣工図書に反映させ、速やかに県に提出すること。

（３）モニタリングの結果等

モニタリングの結果、募集要項等で定められた要求水準が達成されていない場合は、支払いの延期や支払減額、改善勧告、契約解約等の対象となる。詳細は、「別添６：設計・施工請負契約書（案)」を参照すること。